十八　航空法施行規則第七十二条の航空従事者技能証明書の返納に関する事務
十九　航空法施行規則第百七十一条の二の運航管理者技能検定合格証明書の交付に関する事務
二十　航空法施行規則第二百三十六条の六十六第一項又は第二百三十六条の六十七第一項の無人航空機操縦者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二十一　航空法施行規則第二百三十六条の六十八の無人航空機操縦者技能証明書の返納に関する事務

第十九条の三　［略］

第十九条の四　法別表三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項の酒類の製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　酒税法第八条の酒母若しくはもろみの製造免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　酒税法第九条第一項の酒類の販売業免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　酒税法第十二条（同法第十三条において準用する場合を含む。）の酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しに関する事務
五　酒税法第十四条の酒類の販売業免許の取消しに関する事務
六　酒税法第十六条第一項の酒類、酒母若しくはもろみの製造場若しくは酒類の販売場の移転の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
七　酒税法第十七条第一項の酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許若しくは同条第二項の酒類の販売業免許の取消しの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
八　酒税法第十八条の販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の申告の受理又はその申告に係る事実についての審査に関する事務
九　酒税法第十九条第一項の酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者の相続若しくは事業譲渡の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
十　酒税法第二十条第一項の酒類の製造若しくは販売の継続、同条第二項の酒母若しくはもろみの製造の継続若しくは同条第三項の酒類の販売の継続の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二条の四　法別表三十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第二項の電気工事士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　電気工事士法第四条第三項第二号若しくは第四項第三号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十九条の二　［同上］
［新設］

第二十二条の四　法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
［新設］